

# 大地震に備えを

「一人一人が防災について備えや認識を深め、それに対処する心構えを準備する」という目的から、毎年8月30日から9月5日は防災週間として設定されています。今回、地震対策についてまとめましたので、減災への参考にしてください。



## 大地震が発生したときには、「家具は必ず倒れるもの」

阪神・淡路大震災や新潟中越地震、東日本大震災、熊本地震などでは、多くの方が**倒れてきた家具の下敷きになって亡くなったり、大けが**をしています。大地震では「**家具は倒れてくるもの**」と考えて、防災対策をしましょう。

- ・寝室や子ども部屋では、ベッドの近くや室内に、できる限り家具を置かないようにする。家具は、倒れたときに下敷きにならない向きや、入り口を塞がない場所に設置する。
- ・家具（テレビ、食器棚、冷蔵庫、タンス、本棚など）が倒れないように固定（L字金具、ワイヤー、突っ張り棒、粘着マットなど）する。
- ・枕元など手の届くところに、懐中電灯やスリッパ、ホイッスルなどを準備しておく。

そのほかにも、常に整理整頓をしておくことも防災につながります。物の散乱は怪我につながるだけでなく、コンロやストーブから引火する可能性があります。不要な物は捨てるなど整理整頓し、火の周りに物を置かないようにしましょう。

また、戸を閉め切らずに開けておくと、落ちてきた物や倒れてきた物、大地震による家の傾きなどで戸が開かなくなることを防ぐことができます。可能な場合は、開けておくようにしましょう。

## 地震が発生したときの、身の守り方を知っておく

地震は、いつどこで発生するかわかりません。緊急地震速報などで事前に強い揺れが来ることを知ることはできますが、速報が出てから強い揺れが来るまでわずかな時間しかありません。慌てずに身の安全を確保しましょう。

- ・座布団や枕で頭を保護し、大きな家具から離れ、丈夫な机の下などに隠れる。
- ・商業施設などでは係員の指示に従い、頭を守り、陳列棚や吊り下がっている照明から離れる。
- ・エレベーターでは、最寄りの階にすぐに降りる。
- ・自動車運転中は、急にスピードを落とさず、ハザードランプを点灯させて周囲に注意を促す。その後、状況を見てから左側に止まり、地震が収まるまで車内で待つ。
- ・屋外にいるときは、看板、ガラス、電柱、自動販売機など、落下したり倒れたりする物の近くから離れる。

## ライフラインの停止や避難に備える

災害が発生したときは、ライフラインが止まってしまう可能性があります。普段から飲料水や食料品など備蓄品を準備しておきましょう。

また、被災したときには避難所へ移動しなければならない場合もあります。いざというときに必要な物をすぐに持ち出せる準備をしておくことも大切です。



### 備蓄品及び持ち出し品等一覧

- ・飲料水 ・食料品（米、パン、缶詰、ビスケット、粉ミルクなど）
- ・懐中電灯 ・電池 ・カイロ ・ガスコンロ ・ストーブ
- ・灯油 ・毛布 ・ティッシュ ・トイレットペーパー
- ・ろうそく ・マスク ・救急道具
- ・携帯電話を常に使える状態にしておく ・運転免許証
- ・保険証 ・印鑑
- ・10円玉を多く用意しておく  
（公衆電話は災害時に優先的につながるようになっている）  
など

ほかにも、避難方法や避難場所、連絡方法などを家族で話し合い、離れ離れの場合でもどのようなことに注意すればいいかを話し合うことも大切です。

以上のことに気をつけ、いつ起こるかわからない災害に備えましょう。

問合せ／防災交通担当（内線2116・2117）

## 秋の交通安全運動

9月21日(水)から30日(金)の10日間にわたり、秋の全国交通安全運動が実施されます。

また、**9月30日は交通事故死ゼロを目指す日**として設定されています。

- 重点5項目**
- 子どもと高齢者の交通事故防止
  - 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
  - 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
  - 飲酒運転の根絶
  - 居眠り運転による交通事故防止



問合せ／防災交通担当（内線2116・2117）

## 税務課から

### 釧路・根室広域地方税滞納整理機構に加入しています

#### 本年度の 債権調査・差押件数

- 債権の調査 970件
  - 債権の差押 51件
- （平成28年7月末現在）

釧路・根室広域地方税滞納整理機構は、本町を含む釧路・根室管内11町村が構成する団体で、町村税の滞納整理を専門に行う一部事務組合です。本町からも悪質滞納者や高額滞納者を引継ぎし、納税に応じない滞納者に対しては、税の公平・公正の原則に則り徹底した財産調査を行ったうえで、差押えによる強制的な徴収を行っています。

また、本町独自でも、納付や相談がない滞納者、誓約を守らなかった滞納者に対し、財産調査と差押えを執行しています。

**財産の差押えは、予告なく執行されます。**

問合せ／収納対策担当（内線1115・1116）FAX 75-2773

## 消防署から



### 消防関連用品の不正販売にご用心

6月から7月にかけて、消防を名乗った「防災グッズの無料プレゼント」と称する悪質な電話勧誘が発生しています。

消防では、ご家庭の安全のため、消火器や住宅用火災警報器の設置を呼び掛けることはありますが、無料配布や販売は行っておりませんので、十分に注意してください。

問合せ／別海消防署予防課 TEL75-2200

## 福祉課から

### 障がいについて、 お気軽にご相談ください

身体障がい者及び知的障がい者の地域福祉の増進を図ることを目的に、右記の方々が相談員の委嘱を受けています。

障がい福祉に関する制度やサービス、その他障がいに関する悩み事など、お気軽にご相談ください。

また、平成22年4月に施行された「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」で設置された「地域相談員」としても北海道から委嘱されています。

地域で暮らす障がいを持つ方々の、虐待、差別などの不利益な扱いや暮らしに関する相談に応じ、関係機関と連携しながら支援いたします。

#### ■別海町身体障がい者相談員 地域相談員

角 田 サチ子 さん

別海町西春別駅前栄町94番地の2  
TEL 090-6875-9700

#### ■別海町知的障がい者相談員 地域相談員

山 田 志保子 さん

別海町走古丹1番地の134  
TEL 0153-75-8216

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）

## 平成28年度 臨時福祉給付金及び

## 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の給付について

申請受付期間 平成28年10月3日(月)から平成29年3月1日(水)まで

|         | 臨時福祉給付金                                                                                                                                             | 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金                                                                                               |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目 的     | 消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対して、制度的な対応を行うまでの間、暫定的・臨時的な措置として支給                                                                                     | 「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない障害・遺族基礎年金受給者を支援するため支給                                                      |
| 支給対象者   | 次の①から③全てに該当する方<br>①平成28年1月1日時点で別海町に住居登録されている方<br>②支給対象者が平成28年度の住民税(均等割)を課税されていない方<br>③支給対象者を扶養している方が、平成28年度の住民税(均等割)を課税されていない方<br>※生活保護受給者の方は対象外です。 | 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給している方<br><br>※6月1日から9月1日まで申請を受け付けた「高齢者向け給付金(3万円)」を受給された方は除きます。 |
|         | 両方の対象者に該当する方は、2つの給付金を受給できます。                                                                                                                        |                                                                                                                 |
| 給 付 額   | 1人につき3,000円                                                                                                                                         | 1人につき30,000円                                                                                                    |
| 申 請 方 法 | 給付を受け取るためには、申請が必要です。<br>・申請書は、役場福祉課、各支所、各連絡事務所の受付窓口にあります。<br>・町ホームページからもダウンロードが可能です。                                                                |                                                                                                                 |
| 持参するもの  | ①印 鑑<br>②健康保険証や運転免許証など、申請する方全員の身分を証明できるもの<br>※代理人が申請する場合は、代理人も身分証明書と印鑑が必要です。<br>③通 帳<br>④障害・遺族基礎年金受給者向け給付金を申請する方は、平成28年6月からの年金振込通知書                 |                                                                                                                 |

問合せ／社会・障がい福祉担当(内線 1310)

いきいき元気あっぷ  
健康体操教室日程

9:45～受付 10:00～11:30体操教室

|     | 中央公民館  | 東公民館   | 西春別<br>ふれあい<br>センター |
|-----|--------|--------|---------------------|
| 9月  | 8日(木)  | 13日(火) | 20日(火)              |
| 10月 | 13日(木) | 11日(火) | 18日(火)              |

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

## 地域包括支援センターから

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として、月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。

認知症予防にもつながる「脳活性化を意識した運動」も行います。

参加  
対象者

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
  - ②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしてみたい方(64歳以下でも可)。
  - ③介護認定を受けていない方。
- ※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いします。

参加費無料

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困りごとの総合相談窓口です

■申込み・問合せ／TEL79-5500(直通) 役場1階福祉部内

## 重度心身障がい者・ひとり親家庭等 医療費受給者証の申請について

昨年度受給者証を交付した方には、7月に申請書を送付していますので、まだ申請されていない方は、早めに申請をお願いします。

なお、資格取得には所得制限がありますので、下記の所得限度額表をご確認の上、提出してください。

また、現在対象外の方についても、所得により本年度は対象となる場合もあります。対象になると思われる方は、下記窓口で申請書を配布していますので、申請してください。

### 重度心身障がい者

- ①身体障害者手帳 1 級から 3 級をお持ちの方  
※ 3 級は内部障害に限ります。
- ②療育手帳 A 判定をお持ちの方
- ③精神保健福祉手帳 1 級又は 2 級をお持ちの方  
※ 2 級の方は入院のみ助成します。

■所得限度額表

| 扶養人数 | 所得限度額      | 給与収入に換算した額 |
|------|------------|------------|
| 0 人  | 6,287,000円 | 8,407,000円 |
| 1 人  | 6,536,000円 | 8,684,000円 |
| 2 人  | 6,749,000円 | 8,921,000円 |
| 3 人  | 6,962,000円 | 9,157,000円 |
| 4 人  | 7,175,000円 | 9,394,000円 |
| 5 人  | 7,388,000円 | 9,631,000円 |

### ひとり親家庭等

- ①ひとり親家庭の18歳未満(※)のお子さんとその父又は母
- ②両親の死亡や行方不明等により他の家庭で扶養されている18歳未満(※)のお子さん  
※進学や未就労等により扶養されている場合は、20歳未満となります。

■所得限度額表

| 扶養人数 | 所得限度額      | 給与収入に換算した額 |
|------|------------|------------|
| 0 人  | 2,360,000円 | 3,725,000円 |
| 1 人  | 2,740,000円 | 4,200,000円 |
| 2 人  | 3,120,000円 | 4,675,000円 |
| 3 人  | 3,500,000円 | 5,150,000円 |
| 4 人  | 3,880,000円 | 5,625,000円 |
| 5 人  | 4,260,000円 | 6,100,000円 |

### 申請に必要な書類

- ①重度心身障がい者、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書
- ②保険証の写し ※国保、後期高齢者医療に加入している方は不要です。
- ③身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の写し ※重度心身障がい者の場合

### 助成後の医療費負担（保険診療分）

住民税非課税世帯の方 初診時一部負担金（医科580円、歯科510円、柔整270円）のみ

住民税課税世帯の方 総医療費の1割（月額限度額 入院44,400円、通院12,000円）

※中学生以下のお子さんは、一部負担金が無料となります。

●申請先 役場町民課、各支所、各連絡事務所

問合せ／後期高齢者・医療給付担当（内線1242・1243）





## 10月から子ども医療費助成制度が始まります

10月から、中学3年生までを対象とし、医療費を無料化する子ども医療費助成制度が開始となります。対象となる方には7月に申請書を送付していますが、申請がまだお済みでない方は、早めに申請書の提出をお願いします。

|                 |                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対 象             | 0歳から中学3年生まで（平成13年4月2日以降生まれの方）                                                                                                                                                                                            |
| 対 象 外           | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護を受給されている方</li> <li>重度心身障がい者、ひとり親家庭等医療費受給者証の対象者（中学生以下の方については、重度心身障がい者、ひとり親家庭等医療費助成制度で、子ども医療費助成制度と同様の助成が受けられます。）</li> </ul>                                                     |
| 所得制限            | なし                                                                                                                                                                                                                       |
| 助 成 内 容         | <p>入院、通院、歯科及び調剤など医療機関にかかった医療費のうち保険診療の自己負担分を全額助成します。</p> <p>※入院時の食事療養費、健康診断、予防接種、病衣代、文書料などの保険外負担は助成の対象になりません。</p>                                                                                                         |
| 助 成 方 法         | <p>北海道内の医療機関であれば、受給者証を提示することによりその場で助成を受けることができます。</p> <p>※一部の医療機関では使用できない場合があります。道外の医療機関等を受診した場合や、受給者証を提示せず受診した場合は、後日差額を払い戻しますので、<b>領収書及び印鑑、通帳等の振込口座がわかるもの</b>を持参し、下記申請先にて申請してください。</p>                                  |
| 申 請 に 必 要 な 書 類 | <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども医療費受給資格認定申請書（申請書がお手元がない方は、下記申請先で配布します。）</li> <li>保険証の写し（別海町国民健康保険に加入している方は不要。）</li> </ul> <p>※8月中に申請した方には9月末までに受給者証を送付します。それ以降に申請した方は、受給者証の交付が10月1日以降になる場合もありますので、ご了承ください。</p> |

●申請先 役場町民課、各支所、各連絡事務所

問合せ／後期高齢者・医療給付担当（内線1242・1243）

## 国保だより 第88号

今回は広報で

### ＝還付金詐欺の電話に注意してください＝

道内で、市町村の国民健康保険担当職員や取引銀行等の職員を装った還付金詐欺と思われる電話が相次いでいます。

還付金の受け取りのために、役場からATMの操作を指示するようなことはありません。不審な電話が掛かってきたら、必ず下記担当に確認してください。

問合せ／国民健康保険担当（内線1215～1217）



#### 電話の内容

- 保険料の還付金があります。取引銀行を教えてください。
- 還付の手続きのために、ATMに行ってください。